別表第一の(一)の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四九七	一、〇一四	六七二	一二、四二一（九、九一七）	三、五三二（一、八五一）

別表第一の(一)の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	三五	七〇二	一三八	六、六九二（四、九八三）	一、七六七（六四六）

別表第一の(一)の表中合計の項を次のように改める。

合計	五三二	一、七一六	八一〇	一九、一一三（一四、九〇〇）	五、二九九（二、四九七）

別表第一の(二)の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七四五	一、三六一	九八二	一四、三八九（一一、一九三）	三、八七五（一、九一四）

別表第一の(二)の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	六八	一、四〇三	二七三	八、九六六（六、四〇八）	二、四〇一（六四六）

別表第一の(二)の表中合計の項を次のように改める。

合計	八一三	二、七六四	一、二五五	二三、三五五（一七、六〇一）	六、二七六（二、五六〇）

別表第一の(二)の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二四一	三二五	二六六		

別表第一の(二)の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	一〇	二一一	四二		

別表第一の(二)の表中合計の項を次のように改める。

合計	二五一	五三六	三〇八		

別表第一の二の(一)の備考中「第一号の」を「第二号の」に改める。

別表第一の二の(二)の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二八六	四〇六	三二一		

別表第一の二の(二)の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二一	四二二	八二		

別表第一の二の(二)の表中合計の項を次のように改める。

合計	三〇七	八二八	四〇三		

別表第一の三の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四九七	六四五			

別表第一の三の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二六一	五二〇			

別表第一の三の表中合計の項を次のように改める。

合計	七五八	一、一六五			

別表第二の表中人件費の項を次のように改める。

人件費	教員数×八、六〇〇＋職員数×六、一〇〇			

附　則

この告示は、平成二十四年三月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県長野市信更町氷ノ田字蛭田二二七八の八、二二七九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蛭田二二七八の八・二二七九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字贄川字向平三〇一の二、字峠ノ沢二八五四のイの二二、二八五四のイの二四、二八五五の一、二八五五の三、東筑摩郡山形村七二六四のイ、字八幡大門七二七四の一、字小輪子七二七一、七二七二、七二七三の一、字大輪子七二六二、七二六三、字唐沢七二七〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに塩尻市役所及び山形村役場に備え置いて縦覧に供する。）